

## 九州大学におけるライセンス等の対価として取得する株式等の取扱いに関する規程

平成26年度九大規程第124号

制 定：平成27年 3月31日

最終改正：平成27年 9月30日

(平成27年度九大規程第29号)

### (趣旨)

第1条 この規程は、九州大学(以下「本学」という。)が所有する知的財産のライセンス等を行う場合において、ライセンス等の対価として現金に代えて株式等を取得する場合の株式等の取得、管理及び処分について、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 知的財産 九州大学知的財産取扱規則(平成16年九大規則第93号)(以下「規則」という。)第2条第1号に規定する発明及び特許権等をいう。
- (2) ライセンス等 規則第30条第1項に規定する技術移転により本学が所有する知的財産の譲渡及び提供又は実施権の設定、実施許諾及び利用許諾をいう。
- (3) 株式等 株式及び新株予約権をいう。
- (4) インサイダー取引 金融商品取引法(昭和23年4月13日法律第25号)第166条に規定する有価証券の取引等をいう。

### (受入の基準)

第3条 企業等からライセンス等の対価として、株式等による支払いの申し出を受けた場合において、企業等が次の各号のいずれかに該当するときは、ライセンス等の対価の全部又は一部を株式等で収納することができるものとする。

- (1) 対価に相当する現金を保有していないとき。
- (2) 対価を現金で支払うことによって、資金繰りに窮すると認められるとき。
- (3) 対価を現金で支払うことが経営に重要な影響を及ぼすと認められるとき。
- (4) その他学術研究・産学官連携本部長(以下「本部長」という。)が認めた場合

### (受入決定)

第4条 前条の受入は、規則第7条第2項、第18条第2項及び第26条第2項に規定する知的財産評価会議の審議を経て、本部長が決定する。

### (株式等の管理)

第5条 株式等を取得した場合には、国立大学法人九州大学予算決算及び出納事務取扱規程(平成16年度九大会規第2号。)(以下「規程」という。)の定めるところにより管理することとする。

### (議決権の行使)

第6条 株式の発行会社の株主総会においては原則として議決権を行使しない。ただし、議決権を行使しないことにより当該発行会社の経営に著しい影響を与える可能性があると考えられる場合においては、総長が議決権を行使するものとする。

### (株式等の評価替え)

第7条 株式等は規程の定めるところに従って、評価替えを行うものとする。

- 2 株式等の発行会社の倒産等によって株式等が財産的価値を有しないことが明確になった場合は、当該株式等を規程に従って処理するものとする。

(未上場株式の売却)

第8条 本学が所有する株式のうち、日本国内外の証券取引所に上場していない株式について第三者から買い取りの申し出があった場合には、当該株式の売却の適否について、総長が決定するものとする。

(上場株式の売却)

第9条 本学が所有する株式のうち、日本国内外の証券取引所に上場することとなった株式は、上場後速やかに売却するものとする。

2 前項の株式を売却する際には、インサイダー取引防止の観点から有価証券処分信託等の適切な売却方法を選択するものとする。

(新株予約権の行使)

第10条 本学が所有する新株予約権については、当該予約権の行使が可能となり次第直ちに当該予約権を行使し、株式を取得するものとする。

2 前項により当該予約権を行使する場合には、当該株式会社との新株予約権割当契約書等の契約内容を遵守しなければならない。

(インサイダー取引の防止)

第11条 株式等の適正な売却を行うため、利益相反マネジメント委員会において、株式等の発行会社に出資、兼業、共同研究等を通して関与する職員等（以下「大学関係職員」という。）に対して、インサイダー取引に該当しないか等、株式の保有状況等を個別に調査・確認するものとする。

2 本学は、金融商品取引法その他の法令等を遵守するとともに、大学関係職員からの情報によって、株式等の売却を恣意的に遅延してはならない。

(実施補償金の配分)

第12条 ライセンス等の対価として株式等を取得した場合における当該発明者等への実施補償金については、規則第11条の規定を準用する。この場合において、「実施収入があった場合」とあるのは、「株式等を取得した後、その株式等を換金し収入を得た場合」と読み替えるものとする。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年度九大規程第29号）

この規程は、平成27年10月1日から施行する。